

低入札価格の調査に関する達

平成16年 4 月 1 日

達第37号

改正	平成21年10月16日達第 2 号	平成24年 4 月 1 日達第10号
	平成25年 3 月 8 日達第 3 号	平成25年 7 月24日達第 8 号
	平成28年 3 月30日達第 3 号	平成28年10月17日達第 6 号
	平成29年 4 月27日達第 6 号	令和元年10月21日達第 2 号
	令和 4 年 3 月31日達第 5 号	令和 7 年12月 8 日達第23号
	令和 8 年 4 月28日達第12号	

会計規程第 44 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、低入札価格の調査に関する達を次のように定める。

(対象とする契約)

第 1 条 会計規程第 44 条第 1 項ただし書に規定する「支払の原因となる契約のうち別に定めるもの」は、契約担当役（会計規程第 5 条第 2 項第 1 号に規定する契約担当役をいう。以下同じ。）が締結するすべての契約を対象とする。ただし、次条から第 5 条までの規定は、予定価格が 1 千万円を超える工事又は製造その他の請負契約の場合に適用する。

(低入札価格の基準)

第 2 条 会計規程第 44 条第 1 項ただし書に規定する「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき」とは、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに次の各号のいずれかの額（以下「調査基準価格」という。）に満たないときとする。

- (1) 工事の請負契約については、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で、別表に定める割合を予定価格に乗じて得た額
- (2) 測量に係る契約については、10 分の 6 から 10 分の 8.2 の範囲内で、別表に定める割合を予定価格に乗じて得た額
- (3) 建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約については、10 分の 6 から 10 分の 8.1 の範囲内で、別表に定める割合を予定価格に乗じて得た額
- (4) 地質調査業務の委託に係る契約については、3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲内で、別表に定める割合を予定価格に乗じて得た額
- (5) ビルメンテナンス業務及び警備業務の委託に係る契約については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接物品費の額
 - ウ 業務管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額
- (6) 製造その他の請負契約（第 2 号から第 5 号までに係る契約を除く。）については、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額

2 契約担当役は、前項の事務を的確に実施するため、予定価格を作成したときは、予定価格とともに調査基準価格及び当該調査基準価格に X（※）分の 100 を乗じて得た額を記載しておくものとする。

（※）X は $100 + \text{消費税率}(\%)$ を指し、「消費税率」とは消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく率を指す。

(前条の基準に該当することとなった場合の手続)

第3条 契約担当役は、契約の相手方となるべき者の入札価格が前条の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるかどうかについて、次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。

なお、調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合には、その者を落札者とする。

(1) 工事の請負契約の場合

ア 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達に関する事項並びにその適否

イ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否

ウ 当該入札者の経営状況

エ その他必要な事項

(2) 製造その他の請負契約の場合（「測量に係る契約」、「建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約」、「地質調査業務の委託に係る契約」及び「ビルメンテナンス業務及び警備業務の委託に係る契約」を含む。）

ア 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項並びにその適否

イ 当該入札者の経営状況

ウ その他必要な事項

2 契約担当役は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その調査結果及び自己の意見を記載した書面を入札・契約手続運営委員会（平成24年規程第14号「入札・契約手続運営委員会設置規程」第1条に規定する委員会をいう。）の委員（以下「入札・契約手続運営委員会の委員」を「運営委員会委員」という。）に提出し、その意見を求めなければならない。

(運営委員会委員による審査等)

第4条 運営委員会委員は、前条第2項の規定により、契約担当役から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。

(落札者の決定)

第5条 契約担当役は、前条の規定により表示された運営委員会委員の意見のうち多数が自己と同一であった場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

2 契約担当役は、運営委員会委員の意見のうちの多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

(最低価格の入札者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当な場合の取扱手続)

第6条 契約担当役は、前条に規定する場合のほか、会計細則（平成16年達第35号）第7章第2節及び第3節に規定する競争入札を行った場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認めたときは、その理由及び自己の意見を記載した書面を理事長に提出し、その者を落札者としないうことについて承認を求めなければならない。

2 契約担当役は、前項の承認があったときは、次順位者を落札者とするものとする。

（実施手続）

第7条 この達に定めるもののほか、低入札価格の調査等に関する事務の取扱いについて必要な事項は、経理担当理事が別に定める。

附 則

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月16日達第2号）

この達は、平成21年10月16日から施行する。

附 則（平成24年4月1日達第10号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日達第3号）

この達は、平成25年3月8日から施行する。

附 則（平成25年7月24日達第8号）

この達は、平成25年7月24日から施行する。

附 則（平成28年3月30日達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月17日達第6号）

この達は、平成28年10月17日から施行する。

附 則（平成29年4月27日達第6号）

この達は、平成29年4月27日から施行する。

附 則（令和元年10月21日達第2号）

この達は、令和元年10月21日から施行する。

附 則（令和4年3月31日達第5号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月8日達第23号）

この達は、令和8年1月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 28 日達第 12 号）

（施行期日）

第 1 条 この達は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

2 この達は、この達の施行の日前において行われた公示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

別表（第2条関係）

契約区分	割合	予定価格算出の基礎となった額
工事の請負契約	予定価格算出の基礎となった右記に掲げる額の合計額に、100分のXを乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。 （※）Xは100+消費税率（%）を指し、「消費税率」とは消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく率を指す。（以下同じ。）	ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
測量に係る契約	予定価格算出の基礎となった右記に掲げる額の合計額に、100分のX（※）を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とする。	ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費（間接測量費、一般管理費等）の額に10分の5を乗じて得た額
建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約	予定価格算出の基礎となった右記に掲げる額の合計額に、100分のX（※）を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とする。	<建築関係の建設コンサルタント業務について> ア 直接人件費の額 イ 特別経費の額 ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
		<土木関係の建設コンサルタント業務について> ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
		<補償関係コンサルタント業務について> ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務の委託に	予定価格算出の基礎となった右記に掲げる額の合計額に、100分のX（※）を乗じて得	ア 直接調査費の額 イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

係る契約	た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5とし、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。	ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
------	--	---

(注) 特別なものについては、本表の算定方法にかかわらず、第2条第1項各号に掲げる割合の範囲内で適宜の割合とする。